

○建築基準法第43条第2項第1号認定基準

平成31年3月7日付 建第1126号 建築住宅課長通知
改定 令和6年3月11日付 建第1573号 建築住宅課長通知

建築基準法第43条第2項第1号に係る認定の基準を次のとおり定める。

なお、本基準に適合しない場合は、計画の内容が法の認定要件に照らして支障がないことを審査して認定を行う。

□認定基準 [幅員4m以上の道に2m以上接する場合]

法基準	[法第43条 第2項 第1号] 避難及び通行の安全上必要な基準に適合する道（幅員4m以上）に2m以上接すること。		
省令基準	[規則第10条の3 第1項] 法第43条第2項第1号で定める基準は下記のとおり		
	①農道その他これに類する公共の用に供する道であること。	②令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道*であること。	*基準日（平成30年9月25日）以前から存在するものであること
①-1 敷地と道路等の間に河川や水路等*が存在する場合	①-2 敷地が農道その他の道に接する場合		
適用建築物	法別表第1 (い) 欄 (1) 項に掲げる用途以外の用途で延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が500㎡以内のもの。 ※法第43条第3項の条例（島根県建築基準法施行条例第6条）で制限が付加されているものを除く。		一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2 (い) 項第2号に掲げる兼用住宅で延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が500㎡以内のもの。
	(道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第9条の規定に適合すること。)		
交通上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通路の幅員が2m以上であること ・ 通路の構造、形態等が通行に支障がないこと。 ・ 占用許可が得られていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・ 公的機関が管理するものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第144条の4第1項第1号（通り抜け又は転回広場）、第2号（隅切り）、第3号（砂利敷等）、第4号（縦断勾配）に規定する基準に適合すること。 ・ 将来にわたって通行することについて道の所有者及び管理者等の承諾が得られていること。
安全上	同上		
防火上	(支障なし)	同上	
衛生上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通路が接続する道を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第144条の4第1項第5号（排水施設）の基準に適合すること。 (道及びこれに接する敷地内の排水（雨水及び汚水排水）に必要な側溝、街渠その他施設を設けたものであること。) 	
<参考図>			
	<ul style="list-style-type: none"> ①-2 農道その他これに類する公共の用に供する道 ②令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道 		